

iDeCoの受け取りを遅らせよう



一時金があるときの退職所得控除

退職所得控除は退職金とiDeCoの一時金を合算した金額に適用され、どちらが長いほうの勤続年数(加入年数)で計算されます。ただし、両方で合算の対象になる年数が異なります。**iDeCoは「前年から19年以内」に受け取った一時金が、退職金は「前年から4年以内」に受け取った一時金が合算対象です。**

2026年からは「9年以内」に延長される予定ですので、「60歳iDeCo→70歳退職金」の場合に、それぞれの退職所得控除が使えることになりませんが、70歳以降で退職金もらえる人はほばいないでしょう。



受け取りをずらし適用税率を下げる

なお、重複していない期間に基づく退職所得控除は適用できます。

また60歳で退職金、61歳以降にiDeCoを受け取れば所得税率が下がり、所得税が少なくできる場合があります(左図)。iDeCoは掛金が全額所得控除できるうえ、運用益が非課税になる制度です。65歳まで続けて税制優遇を活かすのがベターです。受け取る際に一定の税負担はありますが、iDeCoを続けたほうが手取りは増える可能性は高いでしょう。**退職所得が330万円を超えるかどうかで所得税率が大きく変わるので、覚えておきましょう。**



Memo

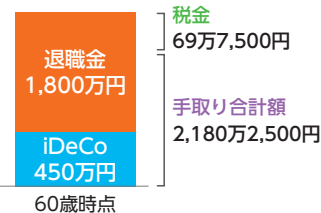
所得税率は所得に応じて5～45%の7段階。受け取りをずらすことで、23%→20%、20%→10%、10%→5%といった具合に適用税率が下がり、所得税を減らせる可能性があることは、ぜひ覚えておきましょう。

退職金とiDeCoの受け取り時期をずらす

試算条件

- ・勤続年数……60歳時点で30年
- ・加入年数……60歳時点で15年
- ・退職金……60歳時点で1,800万円
- ・iDeCo……60歳時点で450万円、65歳時点で650万円
- 60歳以降のiDeCoの掛金は毎月2万円所得税率5%

1 退職金 iDeCo を同時に受け取る



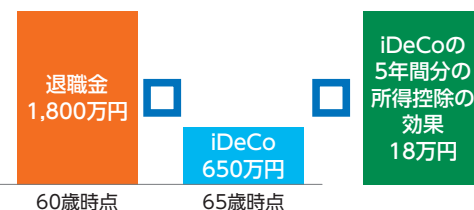
税金の支払いが多く、
手取りが少なくなってしまう

同時に受け取ると所得税率が20%になっていますね。



- ・退職所得: $(2,250万円 - 1,500万円) \times 1/2 = 375万円$
- ・所得税額: $375万円 \times 20\% = 75,000円$
- ・住民税額: $375万円 \times 10\% = 37万5,000円$
- 納める税金: 697,500円

2 先に 退職金 → 後に iDeCo を受け取る



税金の支払いはあるものの、
手取りは①よりも
約230万円多い!

iDeCoの
5年間分の
所得控除の
効果
18万円

- ・退職金
- ・退職所得: $(1,800万円 - 1,500万円) \times 1/2 = 150万円$
- ・所得税額: $150万円 \times 5\% = 7万5,000円$
- ・住民税額: $150万円 \times 10\% = 15万円$
- 納める税金: 22万5,000円

iDeCo

- ・退職所得: $(650万円 - 200万円) \times 1/2 = 225万円$
- ・所得税額: $225万円 \times 10\% = 22万5,000円$
- ・住民税額: $225万円 \times 10\% = 22万5,000円$
- 納める税金: 35万2,500円

所得税率は5%と10%の適用に。5年間の所得控除で18万円も税金が減らせたい、運用継続で資産額も増えています!

